

# 全栃木教職員組合 教育新聞

子どもたちと教職員のえがあがあふれる学校を！

## 教職調整額の引き上げで、 長時間勤務は無くせるの？

今、国会ではいわゆる給特法等の「改正」が審議されています。衆議院では以下のような内容が可決され、現在は参議院で審議がされています。

- ・教職調整額を今後 1 %ずつ上乗せして 10 %へにする。
- ・学級担任手当の支給する。
- ・「主務教諭」（定額の手当支給）をおき、若手教員のサポートをする。
- ・いわゆる「在校等時間は 30 時間以内」とする。

その他、「付帯決議」として労働基準監督の強化や労働安全衛生体制の拡充なども定められました。

以上のようなことが決まったとして、現状の「過労死ライン」を超える勤務時間は短くできるのでしょうか。

「在校等時間」について、現在は「月 45 時間、年 360 時間」以内としています。これは文科省や教育委員会が定めたものですが、そもそも労働時間でも、そしてフリーな時間でもないものを、なぜ私たちに設定できるのでしょうか。給特法を根拠にしているからとしても、この時間の扱いについては、国会の審議の中でも問題になっています。次号以下でまた取り上げます。

なお給特法では、校長は「限定 4 項目」以外について、残業命令は出せないことになっています。勤務時間外に成績処理や校務分掌で定められた業務、部活動について、「残業をしてもよいか」と一度校長に尋ねてみるのも必要かもしれません。

発行：全栃木教職員組合(全教栃木)

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3 丁目 10 - 30 TEL 028-653-0353

<http://tcgzenkyo.work> E-mail [info@tcgzenkyo.work](mailto:info@tcgzenkyo.work)

## 修学旅行等の割振変更は管理職の責任で 事務職員等の残業代は全額支給を 県立高入学選抜事務の簡略化を

今年度の県教委との交渉事項は以下のとおりです。上の三つのことについて、重点課題として追及します。

1. 県教育委員会として競争的な教育をおこなわないこと。「とちぎっ子学習状況調査」を廃止すること。
2. 高等学校でも 35 人以下学級を実現すること。高校教育の「多様化・特色化」政策をやめること。すべての高校で男女共学とすること。
3. 定数内の教職員は全員正規採用とし、すべての学校で正規採用の教職員を大幅に増やすこと。職務遂行能力が実証されている臨時・非常勤教員をより積極的に正規採用すること。
4. 教育予算を増額すること。生徒会・児童会活動に係る費用は原則として公費負担とすること。
5. 特別支援学校の過大・過密を解消すること。特に、特別教室の転用は早急に解消すること。
6. 「新たな研修制度」に係る研修履歴の記録と指導助言を人事評価にリンクさせないこと。共同訪問は 5 年に 1 回とすること。研究指定校は廃止すること。



全教では教職員の働き方のアンケートを行っています。ぜひ、ご協力をお願いします。左の QR コードから回答してください。

教え子を再び戦場に送るな！

7. 教職員評価は廃止を視野に入れた協議を組合とおこなうこと。評価結果と賃金・処遇のリンクをおこなわないこと。特昇の従来経過を尊重し、誰でも最高号給に達するようにするとともに、勤勉手当等の格差拡大をおこなわないこと。教員資質能力向上評価における上乗せをさらに2号級加算し、「初任者研修」も上乗せの対象とすること。昇任・昇格時の昇給上乗せはおこなわないこと。再任用者や臨時教職員、定年退職年次者には実施しないこと。評価項目の数を大幅に減らすこと。
  8. 定年年齢引き上げの対象者と役職定年者・再任用者が同じ職を担いながらそれぞれ違う賃金で働く矛盾を解消するとともに、60歳時点での賃金水準を保障すること。本人の希望によりフルタイムに戻れる定年前再任用短時間勤務制度とすること。高齢者部分休業制度（代替措置あり）を設けるなど、60歳以降の多様な働き方の選択肢を増やすこと。高齢者が働きやすい環境を整えること。
  9. 常勤の臨時教員は教育職給与表2級を適用し、職名は「教諭」とすること。臨時免許取得費用は公費負担とすること。会計年度任用職員（時間講師）の1時間の報酬単価を引き上げ、さらに、勤務に応じた期末手当を支給すること。
  10. 週38時間45分勤務の厳守を徹底すること。すべての教員の時間外の在校等時間が「月30時間」を超えることがないようにすること。管理職に労基法等の研修を義務づけること。修学旅行等の勤務時間の割振り変更は、管理職の責任で確実におこなうこと。長時間労働を法的に規制するため、生じた時間外勤務に対する手当（残業代）を支給する仕組をつくるよう国に求めること。
  11. 県内すべての公立学校に労働安全衛生体制を早急に確立すること。任命権者としてその責務を果たすこと。衛生管理者や衛生推進者は資格保持者や講習修了者に任せること。その資格の取得に係る費用は公費負担とすること。すべての学校で「安全衛生方針」を策定すること。
  12. 未払い残業を根絶すること。労基法や36協定に対する違反、未払い残業については、管理職には懲戒も含めて厳正に対処すること。
  13. 改正育児・介護休業法に基づき、育児や介護に関わる休業・休暇の制度をさらに改善すること。男性教員の育休取得の促進策をより具体化すること。育児のための部分休業に代替措置を適用すること。3か月以下の育児休業取得者の期末手当を減じないなどの育児休業者の賃金を保障する策を講じること。非正規採用教職員にも育児休業・介護休暇の取得を認めること。産前産後休暇については前後それぞれ10週間とすること。代替教職員の産休取得にも代替措置をとること。
  14. 県立高校入試の出願実務について、インターネット出願や調査書の記入内容の簡素化をすすめること。
  15. 県立学校の体育館や特別教室、教職員が使用する部屋について、エアコンを設置すること。
- 以上
-  柏木でともに働くみなさんへ、  
 全柏木教職員組合に加入を呼びかけます。  
 加入は左のQRコードから。  
 組合費は給料月額の15/1000です。

教え子を再び戦場に送るな！